

回覧（掲示）

平成28年6月

幸町第一中学校区（第28地区）
町内自治会会員様

千葉市

「幸町地区の学校跡施設の利用方針（案）」について

向暑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろより、本市行政の推進につきしまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本市では、平成25年3月に「幸町地区学校適正配置地元代表協議会」から提出いただきました「幸町第一小学校、第二小学校跡施設利用について要望書」の内容を踏まえ、幸町地区学校跡施設利用の全庁的な検討を行い、この度、「利用方針（案）」を取りまとめましたので、お知らせします。

1 利用方針（案）

内容については、以下の資料をご覧ください。

- ・幸町地区の学校跡施設の利用方針（案）
 - ・地元代表協議会要望書への対応について
 - ・利用方針（案）に伴う幸町地区の各施設の位置関係
- ・・・資料1（別紙表面）
・・・参考資料1（別紙裏面）
・・・本回覧文書裏面

2 意見の提出

「幸町地区学校跡施設の利用方針（案）」の概要について、ご意見・ご提案等がございましたら、ご提出をお願いします。

（1）提出期限

平成28年7月15日（金）まで

（2）提出方法

「幸町地区学校跡施設の利用方針（案）に対する意見」と明記し、ご意見・ご提案のほか、住所・氏名・電話番号・電子メール等の連絡先を記入の上、郵送・ファクシミリ・電子メールにより資産経営課にご提出ください。

なお、口頭、電話でのご意見・ご提案はお受けできませんのでご了承ください。

郵送	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市財政局資産経営部資産経営課
ファクシミリ	043（245）5654
電子メール	shisankeiei.FIA@city.chiba.lg.jp

（3）考え方の公表

提出していただいたご意見の概要とそのご意見に対する考え方は、後日、千葉市ホームページにて公表する予定です。（※住所、氏名など個人情報は公表しません。）

また、類似しているご意見については、集約して示すことがあります。

なお、いただいたご意見・ご提案に対する個別の回答は行いません。

（裏面もご覧ください。）

お問い合わせ先
財政局資産経営部資産経営課
☎043-245-5283

利用方針（案）に伴う幸町地区の各施設の位置関係

